



大分県最低賃金

954 円

11月有効求人倍率

1.37倍

相談専用ダイヤル

携帯・スマホから

0120-601-540

097-532-3040

Main Topix

## 九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰

九州・山口各県及び経済団体、労働者団体等で構成される「九州・山口生涯現役社会推進協議会」では、年齢に関わりなく活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、平成27年度から高年齢者の就業促進や社会参加支援に一体となって取り組んでいます。

その一環として、令和3年度から、高年齢者の雇用促進に先進的かつ積極的に取り組んでいる企業等に対し、「九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰」を行っており、今年度、大分県からは「社会福祉法人 一燈園」が表彰されました。

### 表彰企業のご紹介

企業名 社会福祉法人 一燈園  
代表者 理事長 神徳 博宗  
所在地 別府市大字南立石347番地の7  
事業内容 特別養護老人ホーム、ホームヘルプサービス、デイサービスなど高齢者介護事業の運営等



左 福岡県副知事 大曲 昭恵 氏  
右 社会福祉法人 一燈園 総合施設長 安東 弘三 氏

### 「令和6年度ハラスメント対策セミナー」が開催されました

県では、12月16日（月）に「令和6年度ハラスメント対策セミナー」を会場（大分市ソレイユ）及びオンラインの併用方式により開催し、あわせて約200名の方が受講しました。

セミナーでは「カスタマーハラスメント対策の現状と展開（今後の動向）」と題し、田中保之法律事務所弁護士 田中保之氏に裁判例を踏まえたカスハラの現状と、国等の動向についてご講演いただきました。



講演の様子

### 目 次

- P1 九州・山口生涯現役社会推進協議会会長表彰  
令和6年度ハラスメント対策セミナー
- P2 新年行事（労働・経済団体）
- P3 技能士会入会のご案内  
ライフサポートセンターからのお知らせ

- P4 改正 育児・介護休業法

- P6 働きながら不妊治療を受けられる環境へ  
主要労働経済指標

- P7 労政・相談情報センターからのお知らせ  
出前講座のご案内

- P8 労委だより



大分県人権啓発イメージキャラクター こころちゃん

## 新年行事（労働・経済団体）

### 連合大分 2025新春懇談会



石本健二 連合大分会長

1月8日（水）、大分市のソレイユで、連合大分の「新春懇談会」が開催されました。

石本会長はあいさつの中で、「昨年は連合全体で33年ぶりに5%台の賃上げとなり、大分では全国を上回る約6%の賃上げとなった。ベクトルが一致した政労使による取り組みが全国平均を上回る賃上げにつながったと考える。物価高騰などまだまだ予断をゆるさない

が、県内経済の好循環や人材防止のためにも、中小企業を含めた賃上げの継続が重要。」と述べました。

また、佐藤大分県知事は来賓祝辞の中で、「県としても、価格転嫁を推進するための様々な支援策を講じるとともに、人材確保のための働き方改革を推進し、多様な人材が活躍できる環境づくりなどに取り組んでいく。」と述べました。



佐藤樹一郎 大分県知事

### 大分県経営者協会 令和7年新年互礼会

1月7日（火）、大分市のレンプラントホテル大分で、大分県経営者協会の「新年互礼会」が開催されました。

杉原会長はあいさつの中で、「昨年を振り返ると、厳しい経営環境の中、多くの企業が大幅なベースアップを行い高水準の賃上げが行われたが、人材確保のために無理をして賃金を引き上げた企業も多くあったようだ。物価高騰などまだ予断をゆるさない

経済の好循環や、人材確保の面からも継続的な賃金引上げが必要であるが、地方の中小企業では、賃金引上げの重要な原資の一つである価格転嫁が進んでいないのが実態。労務費を含めた適正な価格転嫁・販売価格アップに対する理解と共感を、社会全体に浸透させ

る必要がある。

また、労使交渉においては、外部環境や自社の財務状況・人材確保の必要性などの経営状況全般を丁寧に説明し、労使で課題を共有しながら十分な協議を行っていくことが重要である。」と述べました。



杉原正晴 大分県経営者協会会長

### 基幹労連大分県本部 2025年新春懇談会

1月6日（月）、大分市のソレイユで基幹労連大分県本部の「新春懇談会」が開催されました。

懇談会には、基幹大分役員や構成組織の役職員のほか、来賓の石本連合大分会長、佐藤大分県知事、佐藤大分市副市長など約140名が出席しました。

上村委員長はあいさつの中で、「本年の新春懇談会のテーマに『自利利他』を掲げ、自分の幸せと他人の幸せは地続きにあるということをお伝えしたい。また、安全・健康なくして事業の成長も会社の発展もありません。働く者自らが職場の安全確保する活動、『考え・動く』

取り組みに愚直に取り組んでいただきたい。」と述べました。



上村朝雄 基幹労連大分県本部委員長

## 技能士会入会のご案内

サービスからものづくりまで様々な場面で活躍する技能士ですが、個々の活動には限界があります。約740名が入会している技能士会、技能士会連合会では、個々の力を合わせ、技能の向上や後進の指導育成のための活動を行なっています。ぜひ技能士会にご入会ください。

主な活動	入会メリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 技能向上に向けた研修会</li> <li>○ 小・中学生もののづくり体験教室の開催</li> <li>○ 大分県技能祭の開催</li> <li>○ 優秀な技能者の表彰など</li> </ul> <p>技能者の技能の向上、技能尊重気運の醸成を図るための活動をしています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種技能検定や講習会への相談、支援</li> <li>○ 技能を競う全国大会への出場者を推薦</li> <li>○ 国や県の各種表彰者を推薦</li> <li>○ 会報による技能士情報の提供</li> </ul> <p>そのほか異業種の集まりである地域技能士会では人脈や見識を広げることができます。</p>

お問合せ・入会のお申込みは、各技能士会へお気軽にご連絡ください。

※入会に当たっては、各技能士会が定める年会費の納付が必要です。

※各技能士会に入会すると自動的に大分県技能士会連合会の加入者となります。

技能士会名		電話番号	技能士会名		電話番号
1 大分地域技能士会		097-556-1221	14 大分市管工事協同組合技能士会		097-558-6976
2 別府地域技能士会		0977-72-8366	15 フラワー装飾大分県技能士会		0977-26-2998
3 中津地域技能士会		0979-23-3035	16 大分県石材技能士会		097-551-9004
4 日田地域技能士会		0973-24-9317	17 大分県司厨士技能士会		097-536-0700
5 真杵市技能士会		0972-63-8811	18 (一社)大分県日本調理技能士会		0977-84-5704
6 竹田地域技能士会		0974-62-2577	19 大分県建築塗装技能士会		097-551-2330
7 杵築・速見地域技能士会		0978-62-4545	20 美容と着付け華千会		097-532-5719
8 国東市地域技能士会		0978-82-0285	21 大分県綱索技能士会		097-503-6222
9 玖珠郡地域技能士会		0973-72-4890	22 大分県印章彫刻技能士会		097-532-0826
10 佐伯地域技能士会		0972-22-1550	23 大分県管連技能士会		097-551-1637
11 宇佐・豊後高田市地域技能士会		0978-38-0030	24 大分県農業機械技能士協議会		0974-32-7338
12 津久見地域技能士会		0972-82-5111	25 大分県防水技能士会		097-537-7822
13 大分県造園技能士会		097-545-4128			
26 一般社団法人 大分県技能士会連合会			大分市大字下宗方字古川1035-1		097-542-6849

### くらしの総合支援ライフサポートセンターからのお知らせ

#### 生活関係の相談窓口（無料）

大分県労福協ライフサポートセンターは、連合大分・大分県労働者福祉協議会を中心に各福祉事業団体が協力して設立したセンターです。

勤労者・市民・退職者の皆さんのが、生涯にわたって充実した生活がおくれるよう、日常生活の中で起きる様々な悩みや問題に、電話と面談で相談を行なっています。

県内に3カ所のセンターがあり、相談は無料です。お気軽にご利用ください。

相談日 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9時から17時まで

大分地区ライフサポートセンター（大分・由布エリア）

大分市中央町4-2-5 ソレイユ6F

TEL 097-538-3155

別府杵築国東地区ライフサポートセンター（別府・杵築・国東・日出・姫島エリア）

別府市南荘園町1組 別府地区労働福祉会館内

TEL 0977-26-3155

県ライフサポートセンター（上記以外のエリア）

大分市中央町4-2-5 ソレイユ6F

TEL 097-538-3211

## 【2025年施行】育児・介護休業法改正のポイント

令和7年4月1日施行分

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が行われ、令和7年4月1日より段階的に施行されます。

令和7年4月1日施行の改正内容については以下のとおりです。

### ① 子の看護休暇の見直し

就業規則等を見直しましょう！

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由の拡大 (③④を追加)	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

### ② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

### ③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等	〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 ③テレワーク

※短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

### ④ 育児のためのテレワーク導入

努力義務

3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

### ⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

改正内容	施行前	施行後
公表義務の対象となる企業の拡大	従業員数1,000人超の企業	従業員数300人超の企業

### ⑥ 介護休業を取得できる労働者の要件緩和

改正内容	施行前	施行後
労使協定による継続雇用期間6か月未満除外規定の廃止	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃

## ⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等（※）の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下①～④のいずれかの措置を講じなければなりません。＊①～④のうち複数の措置を講じることが望ましい

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口設置）
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の利用促進に関する方針の周知

※ i 介護休暇に関する制度、ii 所定外労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

## ⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

### （1）介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

介護に直面した旨の申出をした労働者に対して、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項の周知と介護休業の取得・介護両立支援制度等の利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

※ 取得・利用を控えさせるような個別周知と意向確認は認められません。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

### （2）介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

労働者が介護に直面する前の早い段階で、介護休業や介護両立支援制度等の理解と関心を深めるため、事業主は介護休業制度等に関する以下の事項について情報提供しなければなりません。

\*情報提供に当たって、「介護休業制度」は介護の体制を構築するため一定期間休業する場合に対応するものなど、各種制度の趣旨・目的を踏まえて行なうことが望ましい

\*情報提供の際に、併せて介護保険制度について周知することが望ましい

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日（誕生日前日）の属する年度（1年間） ②労働者が40歳に達する日の翌日（誕生日）から1年間 のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

## ⑨ 介護のためのテレワーク導入 努力義務

要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが、事業主に努力義務化されます。

### 参考HP

#### ①育児・介護休業法について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

①



②



#### ②育児・介護休業等に関する規則の規定例[簡易版]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000685056.pdf>

③



#### ③令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001325224.pdf>



◇両立支援について専門家に相談したい方へ【中小企業育児・介護休業等推進支援事業】

<https://ikuji-kaigo.mhlw.go.jp/>

**お問合せ 大分県労働局 雇用環境・均等室 TEL 097-532-4025**

## 働きながら不妊治療を受けられる環境へ

厚生労働省の調査によると、不妊を心配したり、悩んだことのある（または現在心配している）夫婦は2.6組に1組、4.4組に1組が治療や検査の経験があるとされ、不妊治療や検査は決して特別なものではなくなっています。

また、県が実施した不妊治療をしている方々へのアンケート調査では、仕事をしながら治療をするほぼ全ての人が仕事と治療の両立が難しいと感じており、約4割の人が退職・転職・休職等、働き方を変えていると回答しています。

従業員が不妊治療を受けながら働き続けられる職場環境づくりの取組は、離職の防止、従業員の安心感や新たな人材をひきつけることなどにつながり、働く本人にとっても、一層仕事への意欲が増す等の大きな影響を与えると考えられます。そのため、県では、不妊治療に対する理解を深めるための事業者向けのリーフレットを作成しました。また、両立支援に向けた国の補助制度もありますので、働きながら不妊治療を受けられる職場環境づくりにご活用ください。



○リーフレット (大分県作成)  
「不妊治療と仕事の両立のために」  
リーフレットPDFへ



○厚生労働省 両立支援等助成金  
(不妊治療両立支援コース)  
厚生労働省HPへ



○大分県 不妊治療費の助成制度  
「不妊でお悩みの方へ」  
不妊WEBサイトへ



○相談窓口  
おおいた不妊・不育相談センター  
hopeful hopefulトップページ



お問合せ

大分県福祉保健部 こども未来課（母子保健班） Tel 097-506-2672

### 主要労働経済指標

項目 年月	賃金の動き						労働時間の動き						
	現金給与総額(円)		定期給与(円)		特別給与(円)		総実労働時間 (時間)		所定内労働時間 (時間)		所定外労働時間 (時間)		
全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分県	全国	
令和3年 平均	368,493	309,022	296,652	255,452	71,841	53,570	142.4	148.3	130.8	136.7	11.6	11.6	
4年 平均	379,732	317,356	303,496	262,270	76,236	55,086	143.2	146.4	131.0	133.7	12.2	12.7	
5年 平均	386,982	320,255	308,436	264,083	78,546	56,172	143.8	144.8	131.7	133.2	12.1	11.6	
令和6年 6月	602,589	458,688	317,112	274,267	285,477	184,421	145.6	147.4	134.0	137.2	11.6	10.2	
7月	459,951	392,305	317,490	273,684	142,461	118,621	148.0	149.4	136.2	139.4	11.8	10.0	
8月	327,096	289,504	315,918	269,551	11,178	19,953	13.8.3	137.1	127.5	128.1	10.8	9.0	
9月	326,714	275,884	316,549	272,795	10,165	3,089	139.5	143.9	128.0	133.1	11.5	10.8	
10月	328,293	277,657	319,057	275,544	9,236	2,113	146.7	151.6	134.5	140.2	122.2	11.4	
資料出所	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(規模30人以上) (大分県) 県統計調査課「毎月勤労統計調査地方調査」(規模30人以上)												
項目 年月	一般職業紹介状況(学卒除く、パート含む)				消費者物価指数 (季節調整値)R2年=100 (総合)R2年=100			鉱工業生産指数 (季節調整)R2年=100 ※年指数は原指数			1世帯当り(労働者世帯) 家計消費支出(円)		
年月	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	全国	大分県	全国	大分県	全国	大分市	
令和3年 平均	2.08	1.92	1.16	1.21	99.8	99.5	105.4	103.8	309,469	289,318			
4年 平均	2.30	2.19	1.31	1.40	102.3	101.2	105.3	107.4	320,627	327,046			
5年 平均	2.28	2.14	1.29	1.41	105.6	104.1	103.9	111.8	318,755	331,993			
令和6年 6月	2.26	2.04	1.23	1.29	108.2	106.6	100.0	97.0	300,228	301,888			
7月	2.22	2.07	1.24	1.31	108.6	107.2	103.1	98.8	312,568	257,472			
8月	2.32	2.36	1.23	1.35	109.1	107.9	99.7	94.8	318,764	262,226			
9月	2.22	1.93	1.24	1.34	108.9	107.5	101.3	100.8	308,417	451,795			
10月	2.24	2.10	1.25	1.38	109.5	108.1	104.1	106.8	327,613	336,146			
資料出所	厚生労働省	大分労働局	厚生労働省	大分労働局	総務省統計局 「消費者物価指数」	経済産業省 「鉱工業生産動向」	県統計調査課「鉱工業生産指数月報」		総務省統計局 「家計調査」				

(注)一般職業紹介状況の年平均は年度平均、月次は季節調整値。年度平均は原数値

◀詳しくは  
こちら

(独)労働者退職金共済機構  
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234  
FAX (03) 5955-8211

簡単

- お知らせ
- 退職金試算額も
- 外部積立型で管理
- 掛金は全額非課税
- 助成
- 掛金の一部を国が
- 安心の資産運用
- 確実な退職金支払

安心

退職金制度なら

中退共の

応援します。

社長の決断、

退職金

オオイタ

カテテ!

大分で「活躍する企業」や「働く人」、「魅力的な大分」を発信しているサイトです！

▶▶https://oita-katete.pref.oita.jp/

## 大分県労政・相談情報センターからのお知らせ

### 大分県労政・相談情報センターの労働相談（2月～3月）

大分県労政・相談情報センターは、賃金や労働時間などの労働条件、退職や解雇など、働くこと、雇うことに関するトラブルが合理的、円満に解決されるよう、中立的な立場で問題点を整理しアドバイスします。

労働者、フリーランス、使用者の方などの相談に応じます。

一般労働相談	労働に関する労使間のトラブルや疑問などの解決に向けアドバイスします。 相談日 月～金曜日 8:30～17:15 祝日と12/29から1/3はお休みです。 相談は来所又は電話によります。
出張労働相談	月1回行う出張相談会です。弁護士にも相談できます。 2月20日(木) 別府市役所 5F大会議室(別府市) 受付 13:30～15:30 (相談は16:00まで) 3月19日(水) J:COMホルトホール大分 201会議室(大分市) 受付 13:00～16:00 (相談は16:30まで)
労働なんでも相談	労政・相談情報センター職員による出張労働相談会です。 2月20日(木) 18:30～20:00 白杵市役所 白杵庁舎1階大会議室(白杵市) 2月22日(土) 10:00～15:30 斧築市文化体育館(斧築市) 3月16日(日) 10:00～15:00 アストくにさき1階小会議室(国東市)
メール相談	来所、電話相談が困難な場合には、メール相談をお受けしています。 継続相談が必要な場合は、来所又は電話相談になります。 ご相談は、こちらから <a href="https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html">https://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rsodan.html</a>
働き方のトラブル 集中労働相談会	仕事に関するトラブルで悩んでいませんか。 県労政・相談情報センターでは、退職や解雇、過重労働、ハラスメントに関するなど様々な相談を随時受け付けておりますが、中でも毎年3月は、多くの相談が寄せられます。 そこで、下記日程により集中相談会を実施します。 労働関係の悩みを抱えている方は、一人で悩まずお気軽にご相談ください。 3月7日(金) 8:30～20:00 3月8日(土)・9日(日) 9:00～18:00 会場：大分県労政・相談情報センター(雇用労働室内) 電話相談も可能です。

電話相談は 固定電話からはフリーダイヤル0120-601-540 スマホ・携帯電話からはTEL097-532-3040

秘密厳守・相談無料・予約不要

お問い合わせ

大分県労政・相談情報センター(大分県雇用労働室内)  
TEL 097-532-3040

### 「労働」についての「出前講座」のご案内

費用は無料です。  
お気軽にご利用ください。

県では、企業や学校、労働組合等をお訪ねして、労働関係法令の基礎知識やハラスメントなどの労働問題に関する周知・啓発について、「出前講座」を実施しています。

管轄職・一般職員の研修会、生徒・学生向けのワークルール講座、労働組合の役員や組合員の学習会などにご利用ください。

〈講座内容例〉：「労働法の基礎知識」や「職場のハラスメント防止対策」など

- ・お申し込みは、各種団体や会社、少人数のグループでも可能です。
- ・実施時期、時間、内容等は、可能な限りご要望に応じます。
- ・講師は、雇用労働室の職員が出向きます。
- ・資料等は、雇用労働室で用意します。
- ・講師及び資料に係る経費は無料です。
- ・会場は申込者側でご用意ください。



#### 申込方法

Web申込用

大分県HP 「おおいたの労働」⇒「労働教育」⇒「出前講座」に掲載の以下のそれぞれの申込用紙でお申込みください。

- (1) 生徒・学生(高校、大学・短大、専修学校など)向け
- (2) 労働者向け
- (3) 経営者・労務担当者向け



お問い合わせ 大分県商工観光労働部 雇用労働室 労働相談・啓発班 Tel097-506-3353 Fax097-506-1756

◆◆労委だより◆◆ ~どんとこい労働相談週間／令和6年11月・12月の概況等~ 大分県労働委員会

(1)『悩ます どんとこい労働相談週間』について

大分県労働委員会では、解雇やパワハラなどの労使間トラブルに係る「集中労働相談会」（秘密厳守・無料）を開催します。

労働相談では、専門的なアドバイスのほか、内容に応じて労働委員会の「あっせん」や適切な機関をご紹介します。

平日夜間や土日も相談可能ですので、お気軽にご利用ください。

なお、この期間以外でも、常時相談を受け付けています。（平日9時～17時）

【労働委員会は、労使紛争を解決するための専門的な行政機関です。】

① 期 間 令和7年2月1日（土）～7日（金）

② 受付時間 平 日 9時～20時  
(来所の受付は19時まで)  
土・日 9時～17時  
(来所の受付は16時まで)

※土・日曜日の来所の際の出入口は  
県庁舎本館東側通用口になります。

③ 相談の方法

【電話相談】097-536-3650（相談専用ダイヤル）  
097-506-5241  
097-506-5251

【来所相談】大分県労働委員会事務局（大分県庁舎本館3階） 詳細はこちらから⇒  
※来所相談の場合は事前にご連絡ください。



(2) 取り扱い件数（令和6年11月～12月）

◎労働争議の調整

種別	新規 A	10月から継越 B	終結 C	1月へ継越 (A+B)-C
あっせん	0	1	1	0

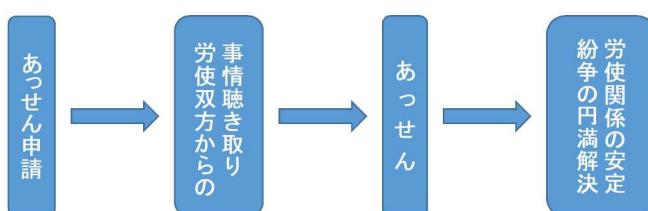
(3) 大分県労働委員会の「あっせん制度」

公正中立  
無 料  
秘 密 嶄 守

労働者と使用者との間でトラブルが発生した場合に、裁判のように主張や証拠調べを行うのではなく、「あっせん員※」が公正中立の立場から労使双方の主張を聴いて、お互いの歩み寄りによる解決をお手伝いする制度です。

なお、申請は労働者、使用者どちらからも可能です。

※あっせん員…労使紛争の専門家である労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員からそれぞれ1名ずつ指名されます。



●「あっせんの特徴」をご説明します。

- ①申請からあっせんに至るまでの手続き費用は無料です。
- ②原則1日（申請日～あっせん実施日までの期間は除く）で終了しますので、短期間での解決が可能です。
- ③希望がある場合は、相手方と顔を合わせずに実施することも可能です。
- ④非公開での実施ですので、あっせんの情報が外部に漏れることはありません。

※労使双方のどちらかが話し合いに応じない場合など、あっせんを開始できないこともあります。

あっせんの詳しい内容については、大分県労働委員会事務局までお問い合わせください。（平日9時から17時まで労働相談をお受けしています。）

〈お問合せ・ご相談先〉

大分県労働委員会事務局

☎ 097-536-3650（相談ダイヤル）

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

（県庁舎本館3階）

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/23100/>



「労働おおいた」へのご意見・ご感想お待ちしております。

(製作・発行) 大分県商工観光労働部雇用労働室  
〒870-8501 大分市大手町3-1-1  
TEL. 097-506-3353 FAX. 097-506-1756  
E-mail : a14330@pref.oita.lg.jp



Web労働おおいた

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/rodooita-0000.html>

おおいたの労働

<http://www.pref.oita.jp/site/oitarodo/>